

**平成28年度 第1回
函館市国民健康保険運営協議会**

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額および後期高齢者支援金等賦課限度額の改定について

区分	本市（案）		国が定める額	
	現行	改定額	現行	改定額
基礎（医療給付費）分	52万円	54万円	52万円	54万円
後期高齢者支援金等分	17万円	19万円	17万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円	16万円	16万円

※介護納付金分は改定なし。

ア 賦課限度額

- ・ 保険料は，所得に応じて算定される。
- ・ **保険料に上限額（賦課限度額）**を設けないと高所得層の保険料は極端に高額となる。



納付意欲などへの配慮

- ・ 国は，「**賦課限度額**」を国保法施行令で定める。
- ・ 市町村保険者は，国の上限額を超えない範囲で「**賦課限度額**」を条例で定める。

イ 賦課限度額の改定（平成28年度）

【 国保の現状 】

- ・ 高齢化の進展等により医療費が増嵩
- ・ 加入者の所得が伸び悩んでいる状況



【 国の考え 】

「 持続可能な医療保険制度の構築 」

- ・ **保険料負担の公平性**を考慮しながら、**保険料収入の確保**をしなければならない。

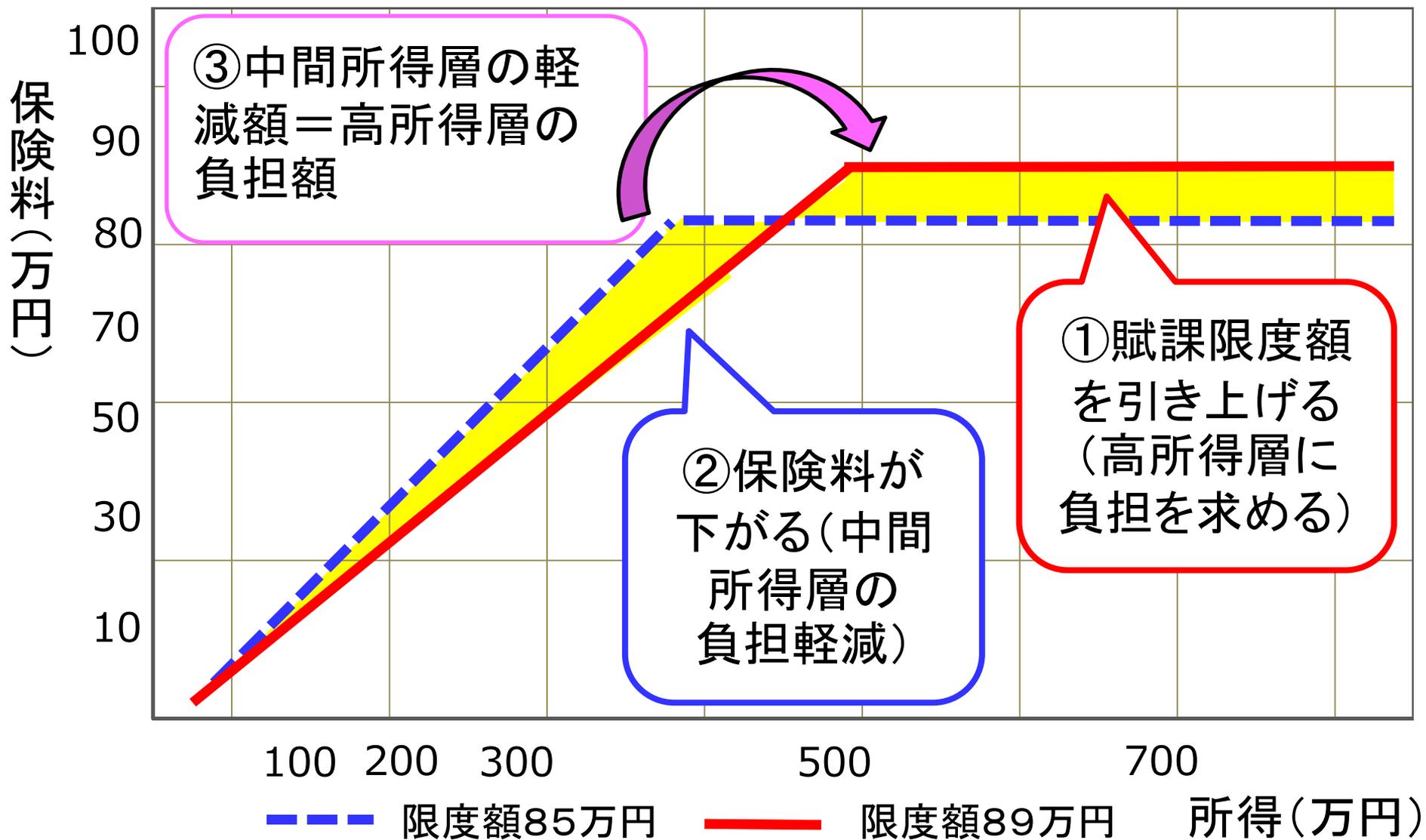
【 保険料負担の公平性 】

- ・ **中間所得層**の保険料負担が現状重いことに配慮し、**負担を軽減してはどうか**。
- ・ **高所得層**の保険料負担割合は中間所得層ほど高くはないことから、**相応な負担を求めてはどうか**。

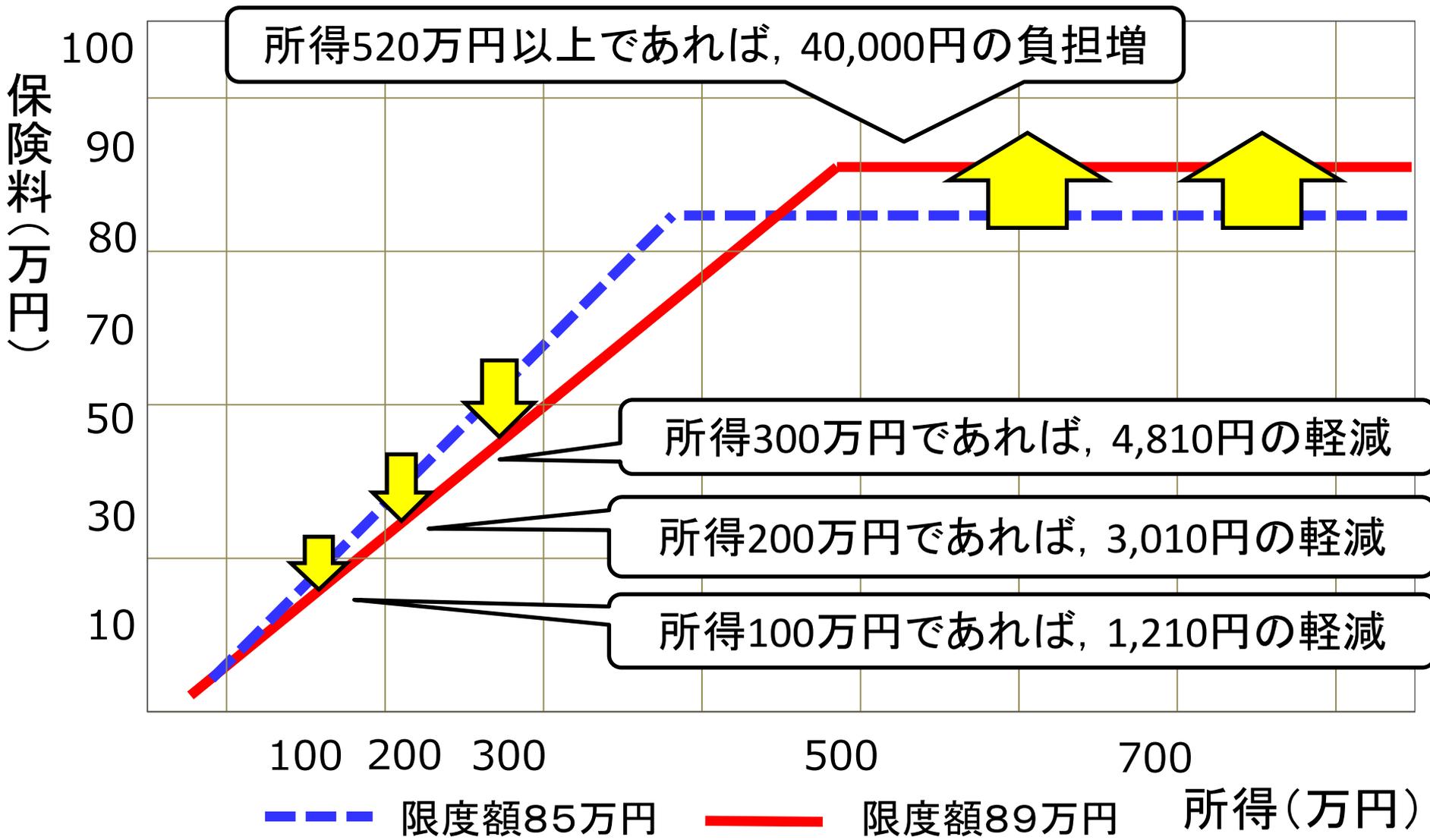


「 賦課限度額の引き上げ 」

賦課限度額改定による保険料の影響



賦課限度額改定による保険料の影響（1人世帯）



ウ 今後の国の方針

【 賦課限度額に該当する割合（※） 】

年 度	国民健康保険	被用者保険(法定)
平成27年度	2.38%	1～1.5%
平成28年度	2.18%	0.5～1.5%

※保険料の上限額に該当する被保険者割合（国保は世帯割合）

- ・ 国保も1.5%に近づけるよう、平成29年度まで賦課限度額を引き上げていく方針

Ⅰ 本市の対応

本市の賦課限度額該当割合が 2.25% (平成27年度実績) であることを勘案し、現状負担感の重い中間所得層の負担軽減を図るため、賦課限度額を改定したい。

年 度	本市の限度額 (※)
平成27年度	85万円
平成28年度	89万円 (案)

※医療給付費，後期高齢者支援金等および介護納付金分を合わせた限度額 (国と同額)

道内主要都市における賦課限度額

(単位：万円)

区 分	平成28年度(予定額)			
	医 療	後 期	介 護	合 計
国	54	19	16	89
函館市	54	19	16	89
札幌市	54	19	16	89
室蘭市	54	19	16	89
釧路市	54	19	16	89
帯広市	54	19	16	89
北見市	54	19	16	89
旭川市	53	18	14	85
小樽市	51	16	14	81
江別市	52	17	16	85
苫小牧市	51	15	13	79
北斗市	54	19	16	89